

○国立大学法人新潟大学成果有体物提供及び受入手続要領

(平成 26 年 4 月 1 日学長裁定)

改正 平成 27 年 3 月 31 日 令和 4 年 9 月 28 日

第 1 趣旨

この要領は、国立大学法人新潟大学成果有体物取扱規程（平成 16 年規程第 12 6 号）第 9 条の規定に基づき、本学以外の機関に成果有体物を提供する場合及び本学以外の機関から成果有体物を受け入れる場合の手続について、必要な事項を定めるものとする。

第 2 無償提供

- 1 本学は、学術研究又は教育を目的として成果有体物を提供する場合は、原則として無償で提供するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、本学は、成果有体物の作製及び提供に要する費用として提供先と合意した金額を徴収することができる。この場合においては、第 3 に規定する有償提供とみなして取り扱うものとする。

第 3 有償提供

本学は、産業利用若しくは収益事業を目的として成果有体物を提供する場合又は第 2 の第 1 項の目的以外の目的で提供する場合は、原則として有償で提供するものとする。

第 4 無償提供の手続

- 1 職員が成果有体物を無償で提供しようとするときは、別に定める成果有体物提供申請・届出書により、所属部局長に届け出るものとする。
- 2 職員が前項の届出を行う場合には、成果有体物の提供先に別に定める同意書を提出させ、前項の届出書に添付するものとする。
- 3 所属部局長は、第 1 項の規定に基づき届出があったときは、当該成果有体物を提供することが第 8 に規定する禁止事項に抵触しないことを確認した上で、成果有体物の提供の可否を決定し、当該職員に通知するものとする。
- 4 職員は、成果有体物の提供を可とする旨の前項の通知を受けた後で、成果有体物を提供することができる。

第 5 有償提供の手続

- 1 職員が成果有体物を有償で提供しようとする場合は、別に定める成果有体物提供申請・届出書により、所属部局長へ申請するものとする。
- 2 所属部局長は、前項の申請を受理したときは、当該成果有体物を提供することが第 8 に規定する禁止事項に該当しないことを確認した上で、学長へ申請するものとする。

- 3 学長は、前項の申請を受理したときは、成果有体物の提供に関する対象適格を確認し、提供先と同意書を締結するものとする。
- 4 職員は、本学が提供先と同意書を締結した後、当該同意書に基づき、成果有体物を速やかに提供するものとする。

第6 受入れの手続

- 1 職員は、本学以外の機関から成果有体物を受け入れる場合は、当該成果有体物を受け入れることが第8に規定する禁止事項に抵触しないことを確認しなければならない。
- 2 成果有体物の受入れにおいて、提供元との間で同意書を締結する必要性について合意したときは、職員は別に定める成果有体物受入申請・届出書に締結予定の同意書の案を添えて、所属部局長へ申請（届出）するものとする。
- 3 所属部局長は、前項の規定に基づき申請（届出）があったときは、当該成果有体物を受け入れることが法令及び本学の規則等に抵触しないこと、同意書に定める受入れの条件が妥当であることを確認した上で、受入れの可否を決定し、当該職員に通知するものとする。
- 4 職員は、成果有体物の受入れを可とする旨の前項の通知を受けた後で、提供元と同意書を締結し、当該成果有体物を受け入れることができる。
- 5 前項の規定にかかわらず、成果有体物の提供元が本学の組織の長との同意書の締結を求め、所属部局長が必要と認めた場合は、所属部局長が同意書を締結するものとする。

第7 市販品等

- 1 職員が受け入れようとする成果有体物が市販品又は寄託機関（成果有体物の寄託を受け研究機関等の求めに応じて分譲することを業として行う機関をいう。）から分譲されるものであり、提供元が本学の組織の長との同意書の締結を求めない場合は、第6の第2項から第5項に規定する手続を省略することができる。
- 2 前項の場合において、職員は、特段の届出等を行うことなく、提供元と同意書を締結し、成果有体物を受け入れることができる。この場合において、職員は同意書に定める受入れの条件を確認し、適切に履行しなければならない。

第8 禁止

職員は、成果有体物が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該成果有体物を提供、公表若しくは開示し、又は受け入れてはならない。

- (1) 外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）その他の関係法令、生物多様性条約その他の条約及び本学の規則等に違反するもの
- (2) 国及び本学の定める倫理指針に違反するもの

- (3) 本学以外の機関の研究者が作製したもので、他の機関に対する提供が禁止されているもの
- (4) 個人の情報が特定され得るもの（個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の関係法令及び本学の規則等に基づき、提供等が認められたものを除く。）
- (5) 生命に対し危険が生じるおそれのあるもの又は環境に重大な影響を与えるおそれのあるものであって、その安全対策及び防止対策が確保されていないもの

第9 雑則

この要領に定めるもののほか、成果有体物の提供及び受入れに関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から実施する。

附 則(平成27年3月31日)

この要領は、平成27年4月1日から実施する。

附 則(令和4年9月28日)

この要領は、令和4年10月1日から実施し、令和4年4月1日から適用する。